

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目 次
◇規則 県有種雄畜貸付規則の制定

規 則

鳥取縣規則第百五號

県有種雄畜貸付規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

県有種雄畜貸付規則

(目的)

第一條 この規則は県有種雄畜を貸付して家畜の改良増

殖を促進し、もつて畜産の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この規則で種雄畜とは、牛、馬、めん羊、山羊及び豚の種雄をいう。

(借受者)

第三條 県有種雄畜は農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)による団体、その他知事が適当と認める団体(以下「借受者」という。)に対して貸付する。

(最終借受者)

第四條 借受者は第一條の目的を達成するため適当と認める者(以下「最終借受者」という。)に対し貸付を受けた県有種雄畜を知事の許可を受けて貸付することができる。

(申請書)

第五條 県有種雄畜の貸付を受けようとするものは、毎年二月末日までに別記様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

(借受証)

第六條 借受者は、県有種雄畜の貸付を受けたときは、すみやかに別記様式第二号による借受証を知事に提出しなければならない。

(最終借受者の変更)

第七條 借受者は最終借受者を変更しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(貸付期間)

第八條 県有種雄畜の貸付期間は、貸付の日から、馬は満四箇年、牛、めん羊、山羊及び豚は満三箇年とする。但し貸付後知事が必要と認めたときは、貸付期間を変更することができる。

(共済保険)

第九條 借受者は貸付種雄畜を、農業共済保険に附さなければならぬ。

(繁殖成績の報告)

第十條 借受者は、県有種雄畜借受期間中別記様式第三号の台帳を備えて必要な事項を記入し、毎年左の各号に掲げる区分に従い、別記様式第四号による繁殖成績報告書を作成して、当該各号に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

一、牛、馬及び豚にあつては、前年の一月一日又は貸付を受けた日から同年十二月末日までのものにつき毎年一月末日まで

二、めん羊及び山羊にあつては前年の八月一日又は貸付を受けた日から七月末日までのものにつき、毎年八月末日まで

(払下)

第十一條 貸付種雄畜の貸付期間が満了したときは、知事は借受者の希望により時価をもつて払下げることができる。但しその種雄畜購入のとき寄附行爲のあつた場合は購入時の価格の県費負担額の率に相当する金額

をもつて払い下げることができる。

二、前項の金額は借受者の評価価格を参考として知事が決定するものとする。

第十二條 知事は前條の規定にかかわらず、貸付種雄畜のうち特別の事情があると認める場合においては借受者に対し、その貸付時の価格に相当する金額を貸付の日から黒毛和種種牡牛については三箇年賦で乳用種牡牛については一年すえおいて後三年間に期日を指定して分割納入させるものとする。

二、前項の金額を完納した借受者に対し知事は種牡牛を譲渡する。

(賠償)

第十三條 貸付種雄畜が失踪、盗難、へい死、その他重大な事故を生じたときは、直ちに知事に届け出なければならぬ。但しへい死の場合においては獣医師の診断書又は検案書を添付しなければならない。

二、前項の事故によつて、損害を生じた場合、借受者は知事の定める金額を知事の指定した期日に賠償しな

ければならぬ。

三、前項の金額については、第十一條第二項と同様の要領により知事が決定するものとする。但し事故の原因が天災、その他やむを得ない事由によると知事が認めるときは、賠償金額を減免することができる。

(経費負担)

第十四條 貸付種雄畜の受渡しは知事の指定する期日及び場所で行い、これに要する費用及び飼養、管理、その他一切の経費は、借受者の負担とする。

(貸付種雄畜の返納)

第十五條 借受者がこの規則に違背したときは、知事は貸付種雄畜を返納させることができる。この場合、借受者は、これによつて生ずる損害の賠償を請求することができない。

附 則

一 この規則は、公布の日から施行する。
二 次に掲げる規則は廃止する。

果有種牡牛貸付規則(昭和二十五年一月鳥取県規則
第三号)
果有種雄畜貸付規則(昭和二十五年十月鳥取県規則
第七十七号)

3この規則施行の際現に貸付中の種雄畜については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4昭和二十七年に限り第五條中「毎年二月末日」とあるのは、「知事の指定する日」と読み替えるものとする。

様式第一号

年 月 日

住所

申請人 氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

家畜借受申請書

家畜の改良増殖を図るため左記のとおり家畜を借り受け

たいので果有種雄畜貸付規則第五條の規定により申請いたします。

この申請により貸付を受けたときは、果有種雄畜貸付規則に規定する條項及び貸付通知書による指示事項については何等異議の申立をせず、借受人の義務を完全に履行することをここに誓約いたします。

記

- 一種雄畜の種類、品種及び頭数
 - 二産地その他希望事項
 - 三予定飼育場所別頭数
 - 四種付予定雌家畜数
 - 五借受期間 簡年
- (備考 家畜の種類別に作成すること。)

様式第二号

年 月 日

住所

借受人 氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿
借 受 証

種 類	貸付番号	名 稱	品 種	生年月日	飼養管理の場所又は最終借受者

右のとおり昭和 年 月 日附第

号貸付申請書に基き借受けました。

備 考

- 1家畜の種類別に作成すること
- 2最終借受者を設定して飼育管理さすのか又は借受人自身で飼育管理するかその別を明らかにすること

